

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
- 自動車税の収納の事務を委託した件 三七
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 三七
 - 道路の供用を開始する件 三七

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 三六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二九
- 一般競争入札を行う件 二九

福島県企業局

- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 三〇

告示

- 福島県告示第二百十四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。
平成二十四年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

（税務課）

福島県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、雁俣池地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年四月二十三日から
同 年五月十四日まで（二十二日間）
- 三 縦覧の場所
須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で平成二十四年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十四年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	福島市飯野町字志保井三五番三地从先から 同 市飯野町字西志保井一番一地先まで	平成二十四年四月 二〇日

（道路計画課）

公告

公告第八十四号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十四年四月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月九日

二 名称
NPO法人CRMS市民放射能測定所 福島

三 代表者の氏名
丹治 宏大

四 主たる事務所の所在地
福島県福島市置賜町八番八号 パセナカMisses1F

五 定款に記載された目的
この法人は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能飛散に伴う健康被害を最小限に食い止めるための放射能汚染の検査体制を確立・整備するとともに、各地で放射能防護に関する団体と協力することで、放射線防護に関して「自ら測り、自ら考え、自ら判断」する社会基盤づくりに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第八十五号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成二十四年四月二十日
福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
赤トリキグリーンモール 福島県須賀川市森宿字北向八十八番地一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一万八百四十五平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成二十四年三月三十一日
- 五 届出年月日
平成二十四年四月十二日
- 六 届出をした者
株式会社吉田興産
(商業まちづくり課)

公告第八十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十四年四月二十日
福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
会津若松市湊土地改良区

就任した役員
役別 氏名 住所
理事 佐藤 公 会津若松市湊町大字原字新橋一四五番地
(農村計画課)

公告第八十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年四月二十日
福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
西田町土地改良区

退任した役員
役別 氏名 住所
理事 石井 源泉 郡山市西田町鬼生田字石畑四〇九番地
同 藤本 千代春 同 市西田町鬼生田字日向二九五番地
同 重川 武久 同 市西田町鬼生田字駒屋敷二〇三番地
同 石井 勇 同 市西田町鬼生田字石畑三九八番地
同 川前 徳敬 同 市西田町鬼生田字八幡二六八番地
同 渡邊 孝一 同 市西田町鬼生田字中原一〇八番地
同 石井 幸栄 同 市西田町鬼生田字日向四七八番地
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 石井 源泉 郡山市西田町鬼生田字石畑四〇九番地
同 石井 勇 同 市西田町鬼生田字石畑三九八番地
同 川前 善寛 同 市西田町鬼生田字日向五〇六番地の二
同 岩崎 邦弘 同 市西田町鬼生田字菅野沢二五三番地の一
同 遠藤 政利 同 市西田町鬼生田字花畑二七五番地
同 石井 昇 同 市西田町鬼生田字石畑三四九番地
同 渡邊 正一 同 市西田町鬼生田字中原一〇五番
(農村計画課)

公告第八十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年四月二十日
福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
磐城小川江筋土地改良区

退任した役員	住所
役別 氏名	いわき市平上平窪字大釜地一番地の三
理事 草野 弘	市四倉町狐塚字雨田七〇番地
同 松崎 仙助	市四倉町細谷字御殿八二番地の一
同 新妻 太十	市平下平窪字四左エ門内二四番地
同 高田 幹久	市平下神谷字赤沼八九番地
同 渡邊 淑夫	市平下片寄字北町二二番地
同 西郡 忠幸	市平絹谷字杉内四二番地の二
同 高羽 斌	市四倉町大森字上三六番地
同 猪狩 一彌	市小川町下小川字中柴三九番地
同 草野 佳久	市平下神谷字沢帯二二番地
同 中根 進	同
就任した役員	住所
役別 氏名	いわき市四倉町狐塚字雨田七〇番地
理事 松崎 仙助	市四倉町細谷字御殿八二番地の一
同 新妻 太十	市平下平窪字四左エ門内二四番地
同 高田 幹久	市平下神谷字赤沼八九番地
同 渡邊 淑夫	市平下片寄字北町二二番地
同 西郡 忠幸	市平泉崎字三谷二四番地
同 松本 征支郎	市平上平窪字横山四四番地
同 薄葉 勝弘	市小川町下小川字中柴三九番地
同 草野 佳久	市平下神谷字沢帯二二番地
同 中根 進	市平上神谷字中一六番地
同 須藤 直俊	同
同 古市 邦男	市四倉町大森字岸前三六番地の二

(農林部課)

公告第八十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、塩ノ田第二地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十四年一月二十六日完了したので公告する。
 平成二十四年四月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農林部課)

公告第九〇号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。
 平成24年4月20日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - ① 調達をする物品等の件名及び数量 旋盤 10台
 - ② 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - ③ 納入期限 平成24年9月7日（金）
 - ④ 納入場所 福島県立小高工業高等学校仮設実習棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

 - ① 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - ② この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
 - ③ この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - ④ 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の③に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成24年5月18日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局入札用度課
 電話024-521-7563
- 4 入札書の提出場所等
 - ① 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - ② 入札説明会の日時及び場所 平成24年5月7日（月）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
 - ③ 入札及び開札の日時及び場所 平成24年6月5日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月4日（月）午後5時15分までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

② 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなくてはならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

① 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

② 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

④ 契約書作成の要 要

⑤ その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

① Nature and quantity of the products to be purchased : lathe 10

② Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m., 5 June 2012

③ Time-limit of tender (by mail) : 5:15 p.m., 4 June 2012

④ Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 24 年 4 月 20 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局財務規定の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第197条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

④ 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
附 則
この規程は、公布の日から施行する。
(経営企画課)